



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○ 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1

告 示

○ 地籍調査に関する事業計画の決定（土地対策課） 1

公 告

○ 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（総合情報政策課） 2

○ 環境影響評価準備書に係る説明会の開催（都市計画・モノレール課） 2

○ 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 2

公安委員会事項

○ 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 2

監査委員事項

○ 定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査結果報告に基づく改善措置状況の通知に係る事項の公表 4

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第44号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「10,600」を「10,800」に、「8,800」を「8,900」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第256号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、平成31年度地籍調査の事業計画を次のとおり定める。

令和元年 6 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調査を行う者の名称 那覇市
- 2 調査地域 那覇市（識名 1 丁目、長田 1 丁目及び字寄宮、曙 1 丁目、曙 2 丁目、港町 1 丁目及び港町 2 丁目、港町 1 丁目の一部並びに曙 3 丁目、港町 2 丁目の一部及び港町 3 丁目）
- 3 調査期間 令和元年 6 月 28 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和元年6月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 大東地区情報通信基盤整備推進事業調査設計業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部総合情報政策課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年5月17日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社沖縄支店 浦添市城間四丁目35番1号
- 5 契約金額 395,280,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第16条第1項の規定により、環境影響評価準備書の説明会を次のとおり開催する。

令和元年6月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画決定権者の名称 沖縄県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 宮古広域公園整備事業
 - (2) 種類 スポーツ又はレクリエーション施設の建設の事業
 - (3) 規模 約50.2ヘクタール
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域 宮古島市下地字与那覇の一部
- 4 関係地域の範囲 宮古島市下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇
- 5 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時 令和元年7月9日 午後6時30分から午後7時30分まで
 - (2) 場所 与那覇区コミュニティセンター 宮古島市下地字与那覇1049番地1
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び説明会に関する問合せ先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課企画班又は沖縄県土木建築部宮古土木事務所都市港湾班

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・5・沖8号諸見里桃原線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第115号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和元年6月28日

沖縄県公安委員会

- 1 検定の種別、級、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
貴重品運搬警備業務	1級	10人	令和元年10月12日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和元年7月8日（月曜日）から同月12日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4

センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

(ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課(係)

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。

(2) 検定の当日は、受検票、筆記用具及び警笛(警笛については、1級の検定の受検者に限る。)を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3032又は3033)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

監査委員事項

沖縄県監査委員公表第6号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査結果報告に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事から通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年6月28日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵
沖縄県監査委員	座	喜	味	一幸

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

<財務・事務に関する事項>

(平成28年度監査結果報告分)

1 設計変更等の事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

浦添西原線1号橋ヤード整地工事(H27-1)について、設計変更に伴う現場の着手は、原則として契約変更後に行う必要があるが、工区を追加する2回の重要な設計変更において、いずれも契約変更前に現場に着手し、契約変更を工期末に行っていた。また、設計変更同で、変更理由の記載が十分でないものがあつた。(都市モノレール建設事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図つた。指摘後、沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 許可事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定において、その積算根拠が不明なものや、使用許可の手續を行わず使用料を徴収していたものがあつた。

(南部医療センター・こども医療センター)

イ 沖縄県病院事業局固定資産管理規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第20号)により、行政財産の使用を許可する期間は、局長が特別の理由があると認める場合でも5年を超えない範囲内で行わなければならないが、院内の店舗設置に係る行政財産の使用許可について、5年を超える期間の使用を許可する覚書を院長名で締結していた。(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

ア 行政財産の目的外使用許可に係る適正な使用料を算定し、使用許可の手続を行った。指摘後、沖縄県病院事業局固定資産管理規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

イ 覚書を1年ごとに変更し、行政財産使用許可書の使用期間を1年間とする是正処理を行った。指摘後、沖縄県病院事業局固定資産管理規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

(平成29年度監査結果報告分)

【各部局共通】**1 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

証紙収納に係る事務が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア 証紙に消印が押されていなかったもの

- ・保健医療部（看護大学）
- ・土木建築部（中部土木事務所）

イ 証紙の消印が遅れて押されていたもの

- ・総務部（総務私学課）
- ・保健医療部（看護大学）
- ・商工労働部（労働政策課）

ウ 証紙収納簿の登記が誤っていたもの

- ・土木建築部（中部土木事務所）

エ 誤って証紙を収納していたもの

- ・保健医療部（看護大学）

オ 申請書から証紙を分離して保管していたもの

- ・農林水産部（中部農林土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 支出負担行為書の作成時期が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

契約を締結するとき又は交付を決定するときは、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）で定めた整理区分に従い支出負担行為書の決議が必要であるが、これが大幅に遅れていたもの又は出納機関に合議していなかったものが次のとおりあった。

- ・知事公室（広報課及び防災危機管理課）
- ・保健医療部（保健医療総務課及び看護大学）
- ・農林水産部（糖業農産課及び南部農林土木事務所）
- ・商工労働部（企業立地推進課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課、芸術大学及び博物館・美術館）
- ・土木建築部（港湾課）
- ・教育庁（県立学校教育課及び義務教育課）
- ・警察本部（宮古島警察署及び八重山警察署）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 契約に定める手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

契約に定める手続が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア 実施計画書の提出に係る手続が行われていなかったもの

- ・子ども生活福祉部（障害福祉課）
- ・保健医療部（健康長寿課）
- ・商工労働部（工業技術センター）

- イ 経費の変更に係る手続が行われていなかったもの
 - ・子ども生活福祉部（高齢者福祉介護課）
- ウ 業務の再委託に係る手続が行われていなかったもの
 - ・文化観光スポーツ部（観光振興課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

予定価格調書、郵便切手受払簿等の財務処理に係る関係書類は、鉛筆その他消えやすいものを用いて記載してはならないが、いわゆる「消せるボールペン」を使用していたものが次のとおりあった。

- ア 予定価格調書、検査調書等に使用していたもの
 - ・知事公室（秘書課）
 - ・商工労働部（ものづくり振興課及び雇用政策課）
- イ 郵便切手受払簿、出勤簿等に使用していたもの
 - ・子ども生活福祉部（障害福祉課）
 - ・土木建築部（空港課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【知事公室】

1 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

時間外勤務手当の支給に当たって、時間外勤務に係る1時間未満の端数処理や月60時間を超えた部分に係る時間数の支給割合を誤ったため、33,159円の不足払いとなっていた。（消防学校）

(2) 講じた措置の内容

時間外勤務手当の不足払いについて、支給処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県消防学校自動火災報知設備及び非常・業務用放送設備更新業務委託（執行予定額10,800,000円）の契約に当たって、予定価格調書を作成していなかった。（消防学校）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県模擬消火訓練設備製造設置業務委託により製造し設置した訓練設備（取得金額77,760,000円）について、公有財産台帳に登録していなかった。（消防学校）

(2) 講じた措置の内容

公有財産登録を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【総務部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額					収納率
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	(円、%)	
平成29年度	128,358,876,878	126,765,609,156	158,050,803	1,932,195,235	98.8	
平成28年度	124,149,688,349	122,452,429,960	169,267,945	1,804,553,796	98.6	

対前年度比	103.4	103.5	93.4	107.1	—
	(税務課、各県税事務所、自動車税事務所並びに宮古及び八重山事務所県税課)				
	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率		
イ 土地貸付料	44,726,741円	6.1%	△6.1%	(管財課)	
ウ 所有者不明土地貸付料	9,796,342円	32.4%	4.2%	(管財課)	
(2) 講じた措置の内容					
ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化、滞納者の実情に即した滞納整理を図ることにより、収入未済額の縮減に努めている。					
なお、県税収入未済額の72.5パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施した。					
(ア) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。					
(イ) 県税事務所等の所管市町村に対して、必要な場合は、県職員の併任発令、実務研修生の受入れ、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収及び共同催告などの支援を行っている。					
(ウ) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徴収制度の適正実施の促進を図っている。					
(エ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。					
イ 土地貸付料について、引き続き債権管理回収業者に委託し、徴収の強化を図るとともに、滞納者に対して、催告及び納入指導を行った。					
ウ 所有者不明土地貸付料について、所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱に基づき、滞納者に対し、催告及び納入指導を行った。					
2 ICカードの亡失損傷報告書を提出していなかったもの					
(1) 指摘の内容					
ICカード乗車券の亡失（金額4,850円）について、亡失損傷報告書を知事に提出していなかった。 (東京事務所)					
(2) 講じた措置の内容					
亡失した職員は弁済のうえ、亡失損傷報告書を提出した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。					
【子ども生活福祉部】					
1 徴収に努力を要するもの					
(1) 指摘の内容					
収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。					
	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率		
ア 生活保護費返還金	162,677,183円	57.4%	32.8%	(福祉政策課及び各福祉事務所)	
イ 介護福祉士等修学資金					
貸付金元利収入	2,197,143円	90.0%	3.3%	(福祉政策課)	
ウ 母子父子寡婦福祉資金					
貸付金元利収入	113,686,490円	51.8%	△9.2%		
違約金及び延納利息	1,499,672円	54.5%	△47.8%	(青少年・子ども家庭課及び各福祉事務所)	
エ 児童扶養手当返還金	50,429,168円	63.5%	10.8%	(青少年・子ども家庭課)	
(2) 講じた措置の内容					
ア 生活保護費返還金について、生活保護受給者に対する制度説明の徹底により、過払い金発生防止や、返還金発生時の早期対応等に努めている。また、生活保護担当職員と債権管理適正化調査員との連携による納付指導の実施など、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、平成31年3月31日時点において、3,005,758円を回収するとともに、15,995,766円					

を履行延期承認し、7,543,980円を不納欠損処理した。

イ 介護福祉士等修学資金貸付金元利収入について、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアルに基づき、適切な債権管理に努めた結果、平成31年3月31日時点において、21,000円を回収した。

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理に努めている。また、償還率の改善を推進するため、口座引き落としを利用した納付の促進、債権回収会社への委託、各福祉事務所間の情報共有・連携等の取組を行った結果、平成31年3月31日時点において、15,438,485円を回収するとともに、901,000円を履行延期承認し、4,994,271円を不納欠損処理した。

エ 児童扶養手当返還金について、手当受給者に対し必要な届出の周知等を行い、債権発生 of 未然防止に努めている。また、滞納者に対しては、児童扶養手当返還金債権管理マニュアルに基づき、督促状の発出や、一括納付が困難な場合の分割納付への移行を行うなどの納付指導を行った結果、平成31年3月31日時点において、1,000円を徴収するとともに、7,875,970円を履行延期承認し、6,938,650円を不納欠損処理した。

2 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

期末手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員について、在職期間から休暇の期間を除算したため、97,350円の不足払いとなっていた。(宮古福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

期末手当の不足払いについて、支給処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

パソコンの賃貸借契約(契約金額384,912円)について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約者を選定していた。また、二者から徴取した参考見積書は、条件が異なっていた。(南部福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 履行確認が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

農福連携マルシェ事業委託(契約金額3,406,000円)について、仕様書に定めている委託内容のうち、アンケートの集計及び今後の展開に資する提案の提出が遅れていた。(障害福祉課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【保健医療部】

1 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車の取得(執行予定額1,525,816円)について、予定価格調書を作成していなかった。

(八重山保健所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 入札手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

指名競争入札において入札者が一者しかない場合は、入札そのものが不調となるため再度入札手続を行う必要があるが、沖縄県立看護大学附属図書館閉架書庫整備工事委託(執行予定額12,175,000円)の指名競争入札に当たって、入札者の辞退により一者となったが、再度入札せずに随意契約を締結していた。(看護大学)

(2) 講じた措置の内容
指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容
業務用自動車の賃貸借契約（契約金額648,000円）について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約者を選定していた。（南部保健所）

(2) 講じた措置の内容
指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容
薬局等を活用した健康情報拠点推進事業委託で取得した全自動血圧計（取得金額1,080,162円）について、備品台帳に登録していなかった。（衛生薬務課）

(2) 講じた措置の内容
備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な財産管理に努めている。

5 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容
県の所有する出資による権利について、出資先の沖縄県看護学術振興財団の資本が減少していたが、公有財産台帳を調整していなかった。（保健医療総務課）

(2) 講じた措置の内容
公有財産台帳の調整を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【農林水産部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容
収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	338,796,507円	80.1%	△12.9%
違約金及び延納利息	78,797,776円	86.6%	0.0%（農政経済課）
イ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	37,905,269円	65.6%	△17.2%
違約金及び延納利息	387,625円	12.4%	△39.4%（水産課）

(2) 講じた措置の内容
ア 農業改良資金貸付金元利収入等について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成31年3月31日時点において21,770,000円を回収した。
イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入等について、滞納者に対して分割償還等の指導や督促を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成31年3月31日時点において、1,171,300円を回収した。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容
職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 住居手当の支給に当たって、職員の住居変更の届出遅れによる過払い分の返納について、届出のあった年度のみ戻入処理したため、過年度分243,000円が過払いとなっていた。（畜産研究センター）

イ 期末手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員について、在職期間から休暇の期間を除算したため、207,735円の不足払いとなっていた。（畜産研究センター）

ウ 期末手当の支給に当たって、基準日以前から引き続き育児休業している職員について、基準日からの休業期間が1か月未満として除算したため、80,706円の過払いとなっていた。(畜産課)

エ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、当該所属に臨時的任用職員として採用される以前に勤務した期間を在職期間に算入していなかったため、176,200円の不足払いとなっていた。

(南部農業改良普及センター)

オ 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の給与システムへの入力を誤ったため、30,490円の過払いとなっていた。(栽培漁業センター)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の不足払い並びに住居手当、期末手当及び時間外勤務手当の過払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 給与の支給事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、給与システムへ入力した時間数と時間外勤務命令簿の時間数が異なっていた。(宮古農林水産振興センター)

イ 用地等交渉業務に従事している職員について、特殊勤務実績簿が整備されておらず、手当を支給していなかった。(中部農林土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

ア 時間外勤務命令の訂正処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

イ 特殊勤務実績簿を作成し、用地等交渉手当を支給した。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

放水処理研究施設屋根修繕工事(執行予定額1,500,000円)について、予定価格調書を作成していなかった。(海洋深層水研究所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 契約書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

冷蔵庫防熱扉の修繕(契約金額204,120円)について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手続もされていなかった。(中央卸売市場)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

6 物品整理票を貼付していなかったもの

(1) 指摘の内容

購入した5つの備品(取得金額合計4,292,136円)について、物品整理票を貼付していなかった。(家畜改良センター)

(2) 講じた措置の内容

物品整理票の貼付を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な財産管理に努めている。

7 公用車の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容

故障や車検切れのため使用していない公用車2台について、必要な手続が行われていなかった。

(中部農林土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

当該車両の処分を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な財産管理に努めている。

8 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車の損傷について、亡失損傷報告書を知事に提出していなかった。(畜産課)

- (2) 講じた措置の内容
亡失損傷報告書を提出した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

9 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
南大東村駐在庁舎の修繕（契約金額1,674,000円）について、公有財産台帳に登録していなかった。(南部農業改良普及センター)

- (2) 講じた措置の内容
公有財産登録を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

10 公費と私費の区分が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
授業料以外に学生から教材費、給食費、学生寮の維持管理費等として私費（校納金）を徴収しているが、明確な会計区分、処理方法を定めておらず、学生寮の改修工事費について私費（校納金）から支出するなど不適正な管理となっていた。(農業大学校)

- (2) 講じた措置の内容
農業大学校校納金会計取扱マニュアルの策定及び学生寮修繕負担区分の整理を行った。指摘後、適正な事務処理に努めている。

11 不適正な事務処理が多数あったもの

- (1) 指摘の内容
財務に関する事務について、調定漏れ、契約書の未作成、支払いの遅れなど、沖縄県財務規則等に基づかない不適正な事務処理が多数あり、また管理者等の内部統制機能も十分でなかった。(畜産研究センター)

- (2) 講じた措置の内容
不適正な事務処理を整理し、チェック体制の強化を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【商工労働部】

1 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容
収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	3,592,003,781円	92.0%	△2.3%
違約金及び延納利息	50,368,088円	99.3%	△0.7% (中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	33,812,326円	8.8%	0.0% (企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区			
使用料	5,111,419円	1.4%	0.0%
損害金等諸収入	51,241,033円	22.2%	0.0% (企業立地推進課)
エ 沖縄情報通信センター			
使用料	23,905,291円	30.9%	皆増
雑入（光熱水費）	17,591,640円	18.8%	皆増 (情報産業振興課)

- (2) 講じた措置の内容
 - ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入について、債権管理マニュアル（中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金）に基づき、貸付先の実態に即した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し、回収を強化した結果、平成31年3月31日時点において925,510,852円を回収した。
 - イ 賃貸工場施設使用料について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者の情報を収集し、督促を行い、債権回収に向けた取組を行うとともに、入居企業の経営状況を把握する等、新たな未収金の発生防止に努めている。
 - ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区施設使用料等について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者の情報を収集し、督促を行い、債権回収に向けた

取組を行うとともに、入居企業への面談を実施し、経営状況を把握する等、新たな未収金の発生防止に努めている。

エ 沖縄情報通信センター使用料等について、再生債務者の再生計画に基づき弁済額7,140,041円を回収した。適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアルに基づき、適切な債権管理と新たな未収金の発生防止に努めている。

2 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ノートパソコンの賃貸借契約（執行予定額41,472円）について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約業者を選定していた。（雇用政策課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 物品処分に係る一連の事務処理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

大型特殊グレーダー等重要備品の売却（売却代金1,620,000円）について、必要な入札手続や契約書の作成を行っていなかった。（具志川職業能力開発校）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 単価契約に係る事務処理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

航空コンテナスペースの確保及び関連業務に係る単価契約（執行予定額134,701,000円）について、予定価格調書を作成しておらず、また、執行予定額を上回る金額で支出していた。（アジア経済戦略課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【文化観光スポーツ部】

1 委託業務の仕様等に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

沖縄空手継承・発展事業の委託業務（契約金額29,000,000円）について、企画競争型随意契約に係る選考委員が役員を勤める団体に対し、受託業者が業務の一部を再委託していた。（空手振興課）

(2) 講じた措置の内容

委託先等の関係者を企画選定委員会の委員としないよう措置し、より適正な委託業者選定に努めている。

2 物品購入に係る一連の事務処理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ワーグナーチューバ（執行予定額5,800,000円）の購入について、随意契約とする明確な理由及び契約保証金を免除とする資料がなく、また、契約書を未作成のまま取扱業者へ発注し、購入後の支払いも遅れていた。（芸術大学）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 物品の処分手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

パーソナルコンピュータ他22件の備品（台帳価格合計4,044,642円）の処分に当たって、物品処分伺をしていなかった。（芸術大学）

(2) 講じた措置の内容

備品処分登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【土木建築部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 県営住宅使用料	683,393,009円	11.9%	△6.2%	(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	31,109,295円	9.3%	△8.0%	(住宅課)
ウ 宜野湾港施設使用料	5,450,966円	2.8%	17.8%	(中部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

ア 県営住宅使用料について、滞納者への督促、社会福祉士を交えた事情聴取などの取組を通して納付意識の喚起を図っている。なお、応じない者については、訴えの提起を行っている。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を行い、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

イ 県営住宅駐車場使用料については、車両変更等諸手続の際の現人居滞納者への納付指示の徹底、督促等取組の強化に努めている。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を行い、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

ウ 指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、未済額の発生防止に努めている。更に指定管理者及び港湾課と収入未済額縮減等の三者会議を持ち、課題解決に取り組んでいる。

2 調定事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

道路占有料（1件5,540,530円）について、調定金額の誤り及びその後の手続の遅れにより、1年以上遅れて収納していた。（宮古土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 現金収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

納入義務者から現金を直接収納したときは、沖縄県財務規則で定める領収証を交付しなければならないが、多目的広場及び庭球場の使用料について、独自に作成した使用券の半券をもって領収証に代えていた。（中部土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 債権管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

金武港湾区域使用料及び宜野湾港施設使用料について、納入期限から20日以上経過しているが、沖縄県財務規則で定める督促状の発行及び滞納整理票の作成が行われていない債権があった。（中部土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

滞納整理票を作成し督促状を発行した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 徴収に係る一連の事務処理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

中城湾港新港地区内野積場の使用許可に基づく占有料（1件89,964円）について、使用開始後に許可しており、また、許可日以前に占有料を調定し、納入期限から20日以上経過して納入通知書を発行していた。（中部土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

6 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

勤勉手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員2名について、基準日以前6か月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、職員Aについては167,144円、職員Bについては149,844円の過払いとなっていた。(港湾課)

(2) 講じた措置の内容

勤勉手当の過払いについて、返納処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

7 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

取得した無線共聴機器一式(取得価格3,996,000円)について、備品台帳に登録していなかった。(住宅課)

(2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

8 被服等貸与の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

職員に貸与している作業服及び作業靴について、関係規程で定める被服等貸与整理簿を整備していなかった。(施設建築課)

(2) 講じた措置の内容

被服等貸与整理簿を整備した。指摘後、関係規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

9 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

購入した土地(取得価格13,999,098円)について、公有財産台帳に登録していなかった。(空港課)

(2) 講じた措置の内容

公有財産登録を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【病院事業局】

1 医業未収金の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

平成29年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より7,373,241円(0.4パーセント)減少し1,860,595,014円となっているが、依然として多額となっていた。

(県立病院課及び各県立病院)

(2) 講じた措置の内容

未収金の発生防止対策として、窓口での保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の案内等に取り組んでいる。未収金回収強化については、文書や電話督促、弁護士事務所への回収業務委託等、未収金の縮減に努めている。

2 現金収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

洗濯機又は乾燥機の利用に係る現金の収納に当たって、関係規程で定める現金収納報告書が作成されていなかった。(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号)等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、病気休暇により月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、同手当を支給したため、職員Aについて78,600円、職員Bについて65,000円、職員Cについて46,580円の過払いとなっていた。(北部病院)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、病気休暇を取得している職員2名について、在職期間から休暇の期間を除算したため、職員Aについて67,678円、職員Bについて192,192円の不足払い

となっていた。(北部病院)
ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、98,648円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

エ 医師手当の支給に当たって、給与システムへの入力を誤ったため、50,000円の不足払いとなっていた。(北部病院)

(2) 講じた措置の内容

期末手当、勤勉手当及び医師手当の不足払い並びに通勤手当及び勤勉手当の過払いについては、支給又は返納の処理を行った。指摘後、沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年沖縄県条例第21号)等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 手当の事後確認が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

現に扶養手当の支給を受けている職員について、手当認定の要件を事後確認していなかった。

(北部病院)

(2) 講じた措置の内容

追加書類の提出により扶養の事実を確認した。指摘後、沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 報酬が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

嘱託員の報酬の支給に当たって、報酬日額を誤って支給したため、105,300円の不足払いとなっていた。(北部病院)

(2) 講じた措置の内容

報酬の不足払いについて、支給処理を行った。指摘後、沖縄県病院事業局嘱託員設置規程(平成18年沖縄県病院事業局訓令第7号)等に基づき、適正な事務処理に努めている。

6 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア パソコンソフトウェアの購入に当たって、資金前渡できる経費ではないが、資金前渡により購入していた。(中部病院)

イ 学会参加料に係る資金前渡の精算について、1か月以上遅れているものがあつた。(中部病院)

ウ 研修会の受講料等について、資金前渡の手続によらず、職員が受講料を私費で立替払いしていた。(宮古病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

7 執行予定額を上回って支出していたもの

(1) 指摘の内容

燃料費の支出に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

8 その他支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

関係規程で入居者の負担と定められている公舎の共益費(清掃費、浄化槽の汚水処理費等)について、病院の費用として支出しているものがあつた。(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

共益費について、入居者から徴収した。指摘後、関係規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

9 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 透析液供給装置の定期部品交換について、一括契約が可能であるにもかかわらず、請書の提出が

省略できる20万円未満に分割して発注していた。(中部病院)

イ 血液ガス分析用紙(価格87,480円)及びコピー依頼伝票(価格68,040円)の購入について、一括購入が可能であるにもかかわらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。

(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、可能なものについては一括して契約等を行うなど、経済的な予算執行に努めている。

10 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 災害時対応パソコンの購入(価格305,316円)及び救急自動車の修繕(費用202,500円)について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約者を選定していた。(中部病院)

イ 自動精算機ロール紙の購入(価格174,960円)について、二者以上から見積書を徴取せず、一者から見積書により契約業者を選定していた。(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

11 契約書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

文献管理・論文作成支援ソフトの購入(価格674,122円)について、契約書を作成していなかった。(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

12 履行確認が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

食事療養業務委託(契約金額121,824,000円)について、仕様書に定めている従業員への研修教育が実施されていなかった。(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、契約書等に基づき、適正な事務処理に努めている。

13 被服等貸与の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

看護師に貸与している靴について、関係規程で定める被服等貸与整理簿を整備していなかった。

(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

被服等貸与整理簿を整備した。指摘後、関係規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

14 預り金の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

公衆電話料金等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっている月があり、また、健康保険料及び厚生年金保険料について、毎月の支払い額を上回る残高があった。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

公衆電話料金等については、伝票処理の手順を改めた。健康保険料及び厚生年金保険料については、更正処理を行った。指摘後、適正な事務処理に努めている。

15 支出負担行為を整理する時期について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

病院事業局では、医療消耗備品及び消耗備品の物品購入に係る支出負担行為として整理する時期について、契約を締結するときではなく、支出命令のときとして運用していた。(県立病院課)

(2) 講じた措置の内容

運用取扱いを改め、執行手順について周知を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【教育庁】**1 給与が過払いとなっていたもの****(1) 指摘の内容**

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、扶養親族の変更認定後に、改定額を給与システムに入力していなかったため、53,750円の過払いとなっていた。(首里東高等学校)

イ 事業所得等のある扶養親族の認定に当たって、総収入から経費実額のみを控除すべきだが、減価償却費等が控除された所得証明書の金額で認定したため、260,875円の過払いとなっていた。

(具志川商業高等学校)

(2) 講じた措置の内容

職員手当の過払いについて、返納処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 報酬の支給事務が適正でなかったもの**(1) 指摘の内容**

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの報酬について、業務日誌報告の勤務時間数の記載が誤っていた。(八重山教育事務所)

(2) 講じた措置の内容

業務日誌の勤務時間について訂正処理を行った。指摘後、適正な事務処理に努めている。

3 入札手続が適正でなかったもの**(1) 指摘の内容**

指名競争入札において入札者が一者しかない場合は、入札そのものが不調となるため再度入札手続を行う必要があるが、寄宿舍舎食調理業務等委託(執行予定額3,554,658円)の指名競争入札に当たって、事前に指名業者が辞退表明し、入札者が一者となったが、入札を実施せずに随意契約を締結していた。(八重山特別支援学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 契約方法について改善を要するもの**(1) 指摘の内容**

ア コピー用紙(価格合計237,276円)及びインク等消耗品(価格合計469,800円)の購入について、一括購入が可能であるにもかかわらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。(球陽高等学校)

イ 中学校用消耗品(価格合計107,290円)及び体育授業用消耗品(価格合計162,572円)の購入について、一括購入が可能であるにもかかわらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。(球陽中学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、可能なものについては一括して契約等を行うなど、経済的な予算執行に努めている。

5 契約事務が適正でなかったもの**(1) 指摘の内容**

沖縄県教育情報ネットワークシステム管理及び機器保守業務委託(契約金額39,023,640円)について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約者を選定していた。(総合教育センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

6 勤務管理が適正でなかったもの**(1) 指摘の内容**

スクールカウンセラーの勤務について、関係法令等に基づく休憩時間が適正に付与されていなかった。(国頭教育事務所及び八重山教育事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、関係法令等に基づき、適正な勤務管理に努めている。

7 事務決裁が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

在学証明書及び卒業証明書の発行について、関係規程で定める決裁を受けずに事務を処理していた。(辺土名高等学校、嘉手納高等学校及び名護商工高等学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、証明書発行に係る公印使用について、関係規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

【警察本部】

1 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

勤勉手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員について、基準日以前6か月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、67,635円の過払いとなっていた。(与那原警察署)

(2) 講じた措置の内容

勤勉手当の過払いについて、返納処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 執行予定額を上回って支出していたもの

(1) 指摘の内容

ア 不当要求防止責任者講習委託に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。(組織犯罪対策課)

イ 自動車保管場所関係事務委託に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。(交通規制課)

ウ 被留置者健康診断委託に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。(うるま警察署)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 契約書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

遺失物の売払い(売却代金20万円以上)について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手続もされていなかった。(豊見城警察署)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

<工事等に関する事項>

(平成28年度監査結果報告分)

1 設計変更の手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

設計変更に伴う現場の着手については、原則として契約変更後に行うものであるが、平良下地島空港線乗瀬橋橋梁整備工事(下部工その2)における橋脚工の追加工事について、重要な設計変更であるにもかかわらず、契約変更前に当該追加工事に着手していた。(宮古土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 施設の改修が必要なもの

(1) 指摘の内容

平良下地島空港線乗瀬橋橋梁整備工事(下部工その2)において、橋台翼壁に防護柵設置用の箱抜きがされていなかった。上部工線形と整合する形での改善が必要である。(宮古土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

平良下地島空港線乗瀬橋橋梁整備工事（橋面工）において、上部工線形と整合する形での工事を完了した。指摘後、適切な工事監理に努めている。

（平成29年度監査結果報告分）

1 設計等の確認に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、次のとおり改善を要するものがあつた。

(ア) 劇場棟西面の外壁改修工事において、工事着手後に、ひび割れ、かぶりコンクリートの爆裂、欠けなどが確認され、追加で補修等が実施されていた。改修設計業務の受託者に対し、十分な現地調査の実施を指導する必要がある。

また、当該受託者が作成すべき、施工数量調査の基となる設計図が不足していた。当該受託者に対し、適切な設計図及び設計書の作成を指導する必要がある。（施設建築課）

(イ) 工事着手後の第2回設計変更時に、工事監理者が設計図を作成し、これに基づき設計数量や改修項目を大幅に変更したとされているが、当該設計図を確認できなかった。設計変更に関わる記録の適切な整理保管を指導する必要がある。（施設建築課）

イ 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（機械）において、真空洗浄乾燥機（第2回設計変更対象）の承諾図及び完成図書が整備されていなかった。工事に係る関係図書を適切に整備する必要がある。

（施設建築課）

ウ 県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事基本設計業務において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の適合判定対象施設であるにもかかわらず、壁面ルーバーについて一次エネルギー基準（BEI）の検討がされていなかった。基本設計時に検討が必要である。（施設建築課）

エ 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（P16下部工）において、仮橋張出部が当初発注の際に見落とされ工事発注後に追加していた。今後は、施工計画で必要な箇所を十分に検討のうえ発注する必要がある。（中部土木事務所）

オ 報得川調査設計業務委託（H29-1）において、沖縄県土木工事設計要領河川編の規定を満たしていない区間（No.17地点）があるにもかかわらず、照査済みとしていた。再度調査を行い、規定どおりとなっているか確認する必要がある。（南部土木事務所）

カ 旧東第2地区貯水池工事（H28-1）において、擁壁の縦壁に収縮クラックが数スパンに発生していた。今後の同種工事において、誘発目地（コントロールジョイント）の目地間隔や目地構造等を十分に検討し設計する必要がある。（南部農林土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

ア 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、次のとおり措置を講じた。

(ア) 指摘後、改修工事について、設計業務委託の段階から計画的な現地調査を行い、適切な設計図及び設計書を作成するよう受託者への指導に努めている。

(イ) 指摘後、設計図、数量書及び積算数量算出書を適切に作成し、整理保管するよう受託者への指導に努めている。

イ 真空洗浄乾燥機の承諾図及び完成図を完成図書に追加した。指摘後、関係図書の適切な整備に努めている。

ウ 指摘後、実施設計時に壁面ルーバーについて一次エネルギー基準（BEI）を検討し、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく計画通知及び省エネに関する適合判定申請を行った。今後発注する設計においては、一次エネルギー基準（BEI）の検討については、基本設計の要求事項としていく。

エ 指摘後、工事発注に当たっては、施工計画で必要な箇所を十分に検討するよう努めている。

オ 工事に向けた護岸根入れの訂正を行い、規定を満たした。

指摘後、受注者の照査結果報告を精査し、主任調査員及び総括調査員へ報告及び協議を行うなどチェック機能の強化に努めている。

カ 指摘後、同種工事については、止水性や経済性を考慮した上で目地部の設計検討を行い、打設時期等を十分に考慮した施工に努めている。

2 計画・施工・検査等で改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 沖縄コンベンションセンター劇場棟吊物機構改修工事において、ワイヤロープとギヤオイルがJIS規格品又はこれと同等であることを示す性能資料が不足していた。完成図書に当該資料を追加する必要がある。(施設建築課)

イ 沖縄県家畜衛生試験場新築工事(機械)において、試運転調整要領書が作成されていなかった。当該要領書の作成と内容確認が必要である。(施設建築課)

ウ 沖縄コンベンションセンター劇場棟吊物機構改修工事及び沖縄県家畜衛生試験場新築工事(機械)において、材料の検査を出荷証明書で行っていた。JIS規格品証明書若しくはJAS規格品証明書又は国土交通大臣が認定する民間団体の品質証明書若しくは試験成績書で検査を行う必要がある。(施設建築課)

(2) 講じた措置の内容

ア JIS規格品又はこれと同等であることを示す性能資料を追加した。指摘後、適正な工事執行に努めている。

イ 試運転調整要領書を作成し、試運転記録書を完成図書に追加した。指摘後、適正な工事執行に努めている。

ウ 指摘後、同種の工事に当たっては、適正な検査に努めている。

3 安全・安心への配慮が必要なもの

(1) 指摘の内容

ア 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、次のとおり安全衛生管理体制に改善を要するものがあつた。

(ア) 既設電気盤を含む電気新設盤や駆動装置の耐震計算書が整備されていなかった。耐震計算書を作成し耐震性能を確認する必要がある。(施設建築課)

(イ) 複数の請負工事が混在・並行作業で行われているにもかかわらず、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第2項に規定する統括安全衛生管理義務者を指名していなかった。今後、複数の請負工事を混在・平行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。(施設建築課)

イ 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事及び沖縄県家畜衛生試験場新築工事(建築・検査棟)において、書類を確認したところ、下請けを含む全ての事業所の主任技術者が適切な資格を有することの確認や法定福利費が計上されていることが確認されていなかった。また、受注者が発注した下請が一括下請けとなっていないかの实地確認が十分でなかった。今後は、適切に確認する必要がある。(施設建築課)

ウ 沖縄県家畜衛生試験場新築工事(機械)において、P3実験室(バイオクリーンルーム)の空調操作盤の耐震計算書が作成されていなかった。作成のうえ、耐震性能を確認する必要がある。(施設建築課)

エ 県道153号線Dランプ補修工事(H28-1)において、特記仕様書に鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)に基づく鉛含有の旧塗膜の除去及び取扱いを定めていなかった。今後は、適正に記載する必要がある。

また、吊足場内での火災防止計画及び避難計画が作成されていなかった。今後は、適正に作成する必要がある。(中部土木事務所)

オ 磯辺川第3地区耕土流出防止対策工事(H29-1)において、現場で発生した塩ビ管の処分を指示しているにもかかわらず建設廃棄物処理の設計変更がされていなかった。適正に設計変更する必要がある。

また、横断工伏越しの2.1メートル程度の掘削箇所において、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき土留工の実施を検討する必要がある。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 講じた措置の内容

ア 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、次のとおり措置を講じた。

(ア) 耐震計算を行い、一部耐震補強を実施した。指摘後、適正な工事執行に努めている。

(イ) 指摘後、複数の請負業者が混在する工事の場合は、幹事工区から選定された協議会の会長を統

括安全衛生管理義務者に指名することとし、現場の安全確保に努めている。

イ 指摘後、全ての事業所の主任技術者が適切な資格を有することや法定福利費の計上の確認、受注者が発注した下請けが一括下請けに該当しないかの実地確認を行うよう関係職員への周知を徹底し、適切な工事監理に努めている。

ウ 空調操作盤の耐震計算書を作成し、耐震性能を満たしていることを確認した。指摘後、適切な工事監理に努めている。

エ 指摘後、同種工事の特記仕様書に、鉛中毒予防規則に基づく鉛含有の旧塗膜の除去及び取扱いを記載していく。また、火災防止計画・避難計画の作成及び提出を義務付けし、現場の安全確保に努めている。

オ 指摘後、適正な工事執行に努めている。また、土留工等についても建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき実施するよう努めている。

4 施設の改修が必要なもの

(1) 指摘の内容

ア 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、吊子のアンカーは、特殊モルタルを貫通して躯体コンクリートに30ミリメートル以上埋込みとされているが、引抜耐力試験結果表では埋込みの長さがゼロのものがあった。施工状況を確認し対応を検討する必要がある。

(施設建築課)

イ 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（機械）において、改善を要するものが次のとおりあった。

(ア) 内部仕上げにおいて、ビニル床シートの凹みや平滑処理の不具合箇所が一部に見られた。必要な措置を講じる必要がある。

(施設建築課)

(イ) ビルマルチ室外機の据付けボルトにステンレス製ではなく亜鉛メッキボルトが使われていた。ステンレス製に取り替える必要がある。

(施設建築課)

(ウ) P3実験室の危険度、室圧制御方法（-20Pa）、HEPAフィルター取替方法などを設計図書へ記述するとともに、試運転データの整備やP3実験室全体の運転方法及びメンテナンス方法の取扱説明書を作成し、現場へ説明する必要がある。

(施設建築課)

(2) 講じた措置の内容

ア 躯体コンクリートへの埋込みの長さがゼロのものについては、後施工アンカー引張試験で、所定の強度以上を発揮していることを確認した。指摘後、適正な工事執行に努めている。

イ 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（機械）において、次のとおり措置を講じた。

(ア)及び(イ) 工事受注者に指示し、必要な措置を講じた。指摘後、適正な工事執行に努めている。

(ウ) P3実験室の試運転データ等を取りまとめ設計図書に整備し、取扱説明書を作成した上で現場説明を実施した。

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成28年度財政的援助団体等監査結果報告分)

1 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（与那原マリーナ）では、自動販売機の設置について、基本協定書第54条の規定に基づく事前の県の承認を受けていなかった。

駐車場料金について、対象車を駐車場の場外へ駐車させ、料金を徴収していないものや、根拠となる規程等がなく減免しているものがあった。

また、平成28年度に整備した航路標識灯（685,800円）については、県での財産登録がなされていなかった。

(土木建築部所管)

(2) 講じた措置の内容

サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（与那原マリーナ）に対し、基本協定書等に基づき適正な事務手続を行うよう指導した。同団体では、自動販売機の設置を記載した年度事業計画書の提出を行い改善を図るとともに、駐車場料金については、与那原マリーナ駐車場利用運用基準を定め、料金の減額免除について適正に処理している。

また、航路標識灯の財産登録を主管課において行い、適正な備品管理に努めている。

2 補助事業の執行に関するもの

(1) 指摘の内容

特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構では、新情報通信費低減化支援事業補助金に係る実績報告において、回線使用料の誤りや回線の障害による減額分、回線の中途解約に係る日割計算分についての誤りがあった。
(商工労働部所管)

(2) 講じた措置の内容

特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構に対し、適正に処理を行うよう指導した。同団体では、実績報告の訂正及び補助金の返還を行い、適正な事務処理に努めている。

(平成29年度財政的援助団体等監査結果報告分)

1 会計事務等に関すること

(1) 指摘の内容

ア 会計事務の改善を要するもの

(ア) 公益財団法人沖縄県科学技術振興センターでは、嘱託員報酬について同センター嘱託員規程と異なる取扱いとなっていた。
(企画部所管)

(イ) 公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会では、同連合会給与規程に定める手当の認定手続に必要な関係書類がなく、事後確認も行われていなかった。

また、期末・勤勉手当の支給について、同給与規程と異なる取扱いとなっていた。

(子ども生活福祉部所管)

(ウ) 公益社団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団では、役員の通勤手当の支給に当たって、同財団規程と異なる取扱いとなっていた。
(文化観光スポーツ部所管)

イ 徴収に努力を要するもの

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、高等学校奨学金事業に係る平成29年度末の収入未済額が、前回監査時点(平成27年度)に比べ1,917,678円(11.3パーセント)増加し、18,914,023円となっていた。

また、高校育英貸与奨学金事業に係る平成29年度末の収入未済額が、前回監査時点(平成27年度)に比べ33,456,532円(51.9パーセント)増加し、97,887,332円となっていた。

(教育委員会所管)

(2) 講じた措置の内容

ア 会計事務の改善を要するもの

(ア) 公益財団法人沖縄県科学技術振興センターに対し、嘱託員規程の改正等適切に対応するよう指導した。指摘後、同団体では、同規程を改正し適正な事務処理に努めている。

(イ) 公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会に対し、同連合会給与規程に基づき適正に処理するよう指導した。同団体では、手当の認定に当たって、関係書類をそろえ事後確認を行うとともに、期末手当の不足払い及び勤勉手当の過払いについては、支給及び返納の処理を行った。指摘後、同連合会給与規程に基づき適正な事務処理に努めている。

(ウ) 公益社団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団に対し、同財団規程に基づき適正に処理するよう指導した。同団体では、通勤手当の不足払いについて支給処理を行った。指摘後、同財団規程に基づき適正な事務処理に努めている。

イ 奨学金事業の利用者の増加等に伴い滞納者数及び収入未済額が増加していることから、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に対し、適正な債権管理に向けた各種対策の強化に努めるよう指導した。指摘後、同団体では、返還猶予制度や債権回収会社の活用等により未収金の縮減に努めている。

2 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 久米島空港ターミナル株式会社(久米島空港ターミナルビル)では、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく消火、通報及び避難の訓練を実施していなかった。
(土木建築部所管)

イ 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(沖縄空手会館)では、消防法に基づく消火、通報及び避難の訓練や、消防用設備の機器点検等を必要な回数実施していなかった。

(文化観光スポーツ部所管)

(2) 講じた措置の内容

久米島空港ターミナル株式会社及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローに対し、消防法に基づき消火、通報及び避難の訓練等を実施するよう指導した。指摘後、両団体では、消火、通報

及び避難の訓練等を行い関係法令の遵守に努めている。

3 補助事業の執行に関するもの

(1) 指摘の内容

公益財団法人沖縄県体育協会では、スポーツコミッション沖縄体制整備補助事業について、契約書に定められた期日を過ぎて委託料を受託事業者に支払っていた。(文化観光スポーツ部所管)

(2) 講じた措置の内容

公益財団法人沖縄県体育協会に対し、支出業務関係規程等に基づき適正に処理するよう指導した。指摘後、同団体では、関係規程等に基づき適正な事務処理に努めている。

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(平成26年度行政監査結果報告分)

1 重要備品の遊休化

(1) 指摘の内容

利用記録簿がなく、全く利用されていない重要備品がある。

新機種を導入、老朽化、事業終了により利用されなくなったものは、再利用や処分について検討を行い、適切な管理に努めていただきたい。

試験・実験委託事業が終了したため利用されていない機関

商工労働部 産業政策課 2件

(2) 講じた措置の内容

該当する重要備品については、過去に実施した産学官共同研究推進事業において委託先で購入したものであり、当該事業の管理法人から譲渡申請があり、譲渡を完了した。

(平成30年度監査結果報告分)

1 防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 防火管理者の選任・届出をしていなかった施設
名護中央公園

イ 消防計画の策定・届出をしていなかった施設
与那原マリーナ及び名護中央公園

ウ 消防設備の点検・届出をしていなかった施設
与那原マリーナ、名護中央公園及び平和祈念公園

エ 消防訓練の実施回数が不足していた施設
沖縄空手会館及び宜野湾港マリーナ

オ 消防訓練を実施していなかった施設
与那原マリーナ及び県営住宅(宮古地区及び八重山地区)

カ 消防訓練にかかる所管消防署への報告をしていなかった施設
西原・与那原マリンパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、沖縄県総合運動公園、平和祈念公園及び県営住宅(宮古地区及び八重山地区)

(2) 講じた措置の内容

ア及びイ 各指定管理者に対し、消防法等に基づき必要な届出等を行うよう指導した。各指定管理者では、必要な届出等を行い、関係法令の遵守に努めている。

ウからカまで 各指定管理者に対し、消防法等に基づき必要な届出等を行うよう指導した。今後は、関係法令の遵守に努める。

2 運用方針に定められているが協定書に記載されていなかったもの又は遵守されていなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 全部委託の禁止について明記していなかった所管課
科学技術振興課及びものづくり振興課

イ 暴力団排除に関する事項を明記していなかった所管課
ものづくり振興課及び生涯学習振興課

ウ 緊急連絡に対応できる体制を整備していなかった所管課
平和援護・男女参画課

(2) 講じた措置の内容

基本協定書への必要事項の記載及び緊急連絡体制の整備を行った。指摘後、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針に基づき、適正な事務処理等に努めている。

3 協定書に記載されているが、遵守されていなかったもの

(1) 指摘の内容

- ア 危機管理行動計画・マニュアルを作成していなかった施設
男女共同参画センター
- イ 危機管理行動計画・マニュアルを確認していなかった所管課
平和援護・男女参画課及び港湾課
- ウ 管理物品台帳を作成していなかった施設
県民の森、空手会館、安座真海浜公園、宇堅海浜公園及び宜野湾港マリナー
- エ 物品台帳の作成・報告をすることとなっているが、確認していなかった所管課
青少年・子ども家庭課、MICE推進課及び空手振興課
- オ 再委託の事前申請をしていなかった施設
石嶺児童園及び宜野湾港マリナー

(2) 講じた措置の内容

- ア及びウ 各指定管理者に対し、基本協定書に基づいた事務処理を行うよう指導した。各指定管理者では、基本協定書の遵守に努めている。
- イ及びエ 今後は、適正な事務処理に努める。
- オ 各指定管理者に対し、基本協定書に基づき再委託の事前申請を行うよう指導した。今後は、基本協定書の遵守に努める。

4 指定管理者制度運用委員会の検証結果の反映が遅れていた所管課

(1) 指摘の内容

指定管理者制度運用委員会の検証結果の反映が遅れていた所管課
総務私学課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、情報産業振興課、文化振興課、空手振興課、都市計画・モノレール課、住宅課、道路管理課、海岸防災課及び港湾課

(2) 講じた措置の内容

今後は、指定管理者制度運用委員会を早期に開催し、その検証結果を施設の運営に適切に反映できるよう努める。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---